株主各位

大阪市中央区博労町二丁目3番9号 ヤマトインターナショナル株式会社 取締役社長 盤 若 智 基

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合には、書面または電磁的方法(インターネット)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、平成24年11月21日(水曜日)午後5時00分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

59ページから60ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき、議案に対する賛否をご入力の上、上記の行使期限までに着信するようご送信ください。

敬具

記

- 1. 日 時 平成24年11月22日(木曜日)午前10時
- 2. 場 所 大阪市中央区本町橋2番8号 大阪商工会議所 7階 国際会議ホール

3. 会議の目的事項

- I. 報告事項 1. 第66期 (平成23年9月1日から) 事業報告、連結計算書類 並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第66期 (平成23年9月1日から) 計算書類報告の件 平成24年8月31日まで)

Ⅱ.決議事項

第1号議案 第66期剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役5名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

第7号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)の継続の件

4. 議決権行使に関する事項

- (1) 株主総会に出席されない株主様は議決権行使書(または電磁的方法)によって議決権を行使することができます。
- (2) 議決権行使書による議決権の行使の際に、議案に対する賛否の記入がないときは、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。
- (3) 議決権の不統一行使をされる場合は、平成24年11月21日(水曜日)までに議 決権の不統一行使を行う旨と、その理由を書面により当社にご通知ください。
- (4) 電子投票で、重複して議決権が行使されたときは、最後に行使されたものを有効といたします。
- (5) 書面投票と電子投票間で、重複して議決権が行使されたときは、電子投票を有効といたします。

以 上

- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従って、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトでお知らせいたします。

(当社ウェブサイト http://www.yamatointr.co.jp/)

事業報告 (平成23年9月1日から) 平成24年8月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、震災の復興需要により緩やかな回 復傾向にありましたが、欧州債務危機を背景にした世界的な金融不安とそれ に伴う円高・株安の長期化により、依然として予断を許さない状況で推移い たしました。

当業界におきましても、中国における生産コストの上昇に加え、天候不順の影響により秋冬物衣料及び春夏物衣料販売の立ち上がりが遅れる等、引き続き厳しい商況となりました。

このような経営環境の中、当社グループでは、「時代に合った顧客が求めるカジュアルスタイルの提案」を基本方針として、「真の顧客起点」と「真の小売業化」を念頭に、既存ビジネスモデルの成長と店舗運営力の強化に注力してまいりました。また、「ローコスト経営」を基本に、収益性とキャッシュ・フローを重視し、業務及び物流システムの効率化や生産拠点の積極的な見直しを図る等、「高収益ビジネスモデルへの再挑戦」を推進してまいりました。

販売面では、本年で50周年を迎える基幹ブランド「クロコダイル」を筆頭に、更なる事業拡大に注力してまいりました。また、「真の小売業化」を目指す上でコミュニケーション力向上を図るためのプレスルームを新設し、「クロコダイル」をはじめ、「エーグル」「スウィッチモーション」を中心とする既存ブランドの活性化、及び「ベイジェジェ」等の育成ブランドの更なる事業強化も図ってまいりました。

この結果、当社の国内自主管理型売場は前期末より純増で70店舗増加し、 856店舗となり、海外(中国)における新規出店1店舗を含めますと、総店舗 数は857店舗となりました。

また、重要事業であるeコマース事業はスマートフォン対応サイトを開設する等、事業内容の更なる充実に注力いたしました。

なお、不動産賃貸事業につきましては、引き続き東京本社ビル及び日本橋 ビル等、自社物件の有効活用に努めております。 経費面では、自主管理型売場の新規出店に伴う販売費及び一般管理費は増加傾向にありますが、諸業務の効率化や生産拠点の東南アジアシフトによる生産コストの削減等を通じて、引き続き「ローコスト経営」に努めております。

一方、当社グループの物流業務を請負う子会社ヤマト ファッションサービス株式会社では、在庫管理や入出荷業務の精度を向上させ、布帛シャツ及びアウター等の製造を行う上海雅瑪都時装有限公司では、品質の向上と生産ラインの効率運営に注力してまいりました。また、本年6月に中国国内販売を目的として設立した可似家商貿(上海)有限公司では、新規ビジネスモデルの確立及び早期収益化を目指してまいります。

以上の結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高は234億7千8百万円(前年同期比4.0%増)と増加いたしました。しかし、利益面では天候不順の影響で定価販売が減少し割引販売の増加を余儀なくされた結果、生産コストの上昇等を吸収できず、売上総利益率は49.6%と1.2ポイント低下し、営業利益は10億9千4百万円(前年同期比17.3%減)、経常利益は11億5千6百万円(前年同期比15.4%減)、当期純利益は株価低迷による投資有価証券評価損の計上もあり、4億9千2百万円(前年同期比29.0%減)となりました。

セグメントごとの売上高では、繊維製品製造販売業232億6千1百万円(前年同期比4.2%増)、不動産賃貸事業2億1千6百万円(前年同期比13.8%減)となりました。

なお、事業報告に記載されている金額は、消費税等を含んでおりません。

セグメント別売上高(アイテム別)

	区 分			第	6	5	期		鱼		66	期		祌	減率	
	Ľ	_	N		金	額	構	成	比	金	額	構	成	比	垣	/ () ()
繊						百万円			%		百万円			%		%
維	力;	ット	ソーニ	ット	6	, 102		27.	. 0		6, 285		26	. 8		103.0
製	布	帛	シャ	ツ	3	, 439		15.	. 2		3, 754		16	. 0		109. 2
品	横	編	ヒーク	y —	2	, 521		11.	. 2		2,624		11	. 2		104. 1
製造	ア	ウ	タ	_	5	, 746		25.	. 5		6,079		25	. 9		105.8
販	ボ		<u>۲</u>	ム	1	, 613		7.	. 2		1,665		7.	. 1		103.3
売	小	物	・ そ の)他	2	, 893		12.	. 8		2,851		12	. 1		98.5
業			計		22	, 315		98.	. 9	2	3, 261		99	. 1		104. 2
不	動	産賃	賃貸事	業		251		1.	. 1		216		0	. 9		86.2
	合		Ē	H	22	, 567		100.	. 0	2	3, 478		100	. 0		104.0

セグメント別売上高(顧客別)

	区 分	\wedge		第	6	5	期		第	6	6	期		抽	減率	
	Ŀ	<u> </u>	N		金	額	構	成	比	金	額	構	成	比	眉	/ 学
繊						百万円			%		百万円			%		%
維	メ	ン	_	ズ	14,	197		62.	9	14	, 717		62.	. 7		103. 7
製	レ	デ	1	ス	7,	577		33.	6	7	, 979		34.	. 0		105. 3
品	キ	ッ		ズ		251		1.	1		264		1.	. 1		105. 4
製造	そ	0))	他		289		1.	. 3		300		1.	. 3		103. 5
垣販 売 業		計	-		22,	315		98.	. 9	23	, 261		99.	. 1		104. 2
不	動	産賃1	貸 事	業	·	251		1.	1		216		0.	. 9		86. 2
	合		i	H	22,	567		100.	. 0	23	, 478		100.	. 0		104.0

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は、227百万円であり、主なものは次のとおりであります。

繊維製品製造販売業

直営店の開設

171百万円

なお、取得資金は自己資金で賄っております。

(3) 財産及び損益の状況の推移

	区	分	第63期 平成21年11月期	第64期 平成22年8月期	第65期 平成23年8月期	第66期 (当連結会計年度) 平成24年8月期
売	上	高(百万円)	22, 557	16, 563	22, 567	23, 478
経	常利	益(百万円)	1, 107	990	1, 366	1, 156
当	期純利	益(百万円)	350	522	693	492
1 棋	当たり当期純	利益 (円)	16. 42	24. 52	32. 54	23. 10
総	資	産(百万円)	27, 971	27, 967	28, 604	28, 280
純	資	産(百万円)	20, 179	20, 470	20, 748	20, 900
1 杉	k当たり純資	産額 (円)	946. 73	960. 46	973. 56	980. 90

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。
 - なお、期末発行済株式数は、自己株式を控除しております。
 - 2. 第64期は決算期変更により平成21年12月1日から平成22年8月31日までの9ヶ月間となっております。

(4) 対処すべき課題

来期の展望といたしましては、長引く世界的な経済不安に加え、国内では 消費税率引き上げによる個人消費低迷の懸念等、当社を取り巻く環境は引き 続き厳しい状況になると予想されます。

このような状況の中、当社グループといたしましては、新たに経営方針に 掲げた「先10年戦える"小売型アパレル"への転換」を目指してまいります。 販売面では、「クロコダイル」の既存事業部を「直営部」「東京営業部」

「大阪営業部」「商品企画部」と再編成し、収益性・成長性・具体性の高い直営店ビジネスの推進やメンズ・レディス一体化による生産及び販売面での

効率的運営等、更なる事業強化を図ります。また、年内には新業態となる「crocodile tokyo (クロコダイル トーキョー)」の路面旗艦店を東京・表参道に新規出店する等、当社最大の強みである「クロコダイル」ブランドの業態拡大にも取り組んでまいります。その他、店頭支援部をマーケティングコミュニケーション部に変更し、"小売型アパレル"への転換を目指す上で不可欠である情報発信力を強化いたします。このように、目標達成に向け最も適した組織とファンクションを導入し、それぞれの業務を特化すると同時に連携をより密にすることにより、当社が目標とする"小売型アパレル"の実現を目指してまいります。一方、収益性と成長性が見込めるeコマース事業の更なる推進と、今秋より開始した中国国内販売による新規ビジネスモデルの育成強化にも注力いたします。

その中で、商品供給と在庫管理の精度向上による定価販売率の引き上げと、 生産拠点の東南アジアシフトの加速により、製品原価率を低減し、より高い 収益性の実現を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容

当社グループは、カジュアルウェア中心のアパレル企業として、カットソーニット、布帛シャツ、横編セーター、アウター、ボトム、その他小物雑貨等の繊維製品製造販売業及び不動産賃貸事業並びにこれらに関連した事業を営んでおります。

(6) 主要な営業所及び工場

① ヤマト インターナショナル株式会社

大阪市中央区 大阪本社

東京本社 東京都大田区 福岡営業所 福岡市博多区

デリポート(大阪配送センター) 大阪府東大阪市

② ヤマト マーチャンダイジング株式会社 大阪市中央区 本社

③ ヤマト ファッションサービス株式会社 本社 大阪市中央区

④ 上海雅瑪都時装有限公司 本社(上海工場) 中国 上海市

⑤ 可似家商貿(上海)有限公司 中国 上海市 本社

(7) 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

区	分	従	業	員	数	前	期	末	比	増	減
合計又は平:	均		475名	(1, 332	名)		8	3名海	【8	5名均	(順

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は() 内に当連結会計年度の平均人員 を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額の状況 (平成24年8月31日現在)

	借	入	先		1	昔	入	額
株式	会 社 三	菱東京	UF J 🕯	银 行				800百万円
日	本 生 命	保険	相互会	社				260
株	式会	生 り そ	な銀	行				200
株:	式 会 社	三井	住 友 銀	! 行				25
みっ	ずほ信	託 銀 行	株式会	社				15

(9) 親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社の出資は	比率	主要な事業内容
〔国内〕				百万	ブ円		%	
ヤマトマー	ーチャンダ	イジング(株)		10		100	,	輸入業
ヤマトフ	アッション	サービス㈱		30		100	,	物流業務の受託
[海外]								
上海雅瑪	都時装	有限公司	5, 0	000 千 U	S \$	100	,	衣料品製造販売
可似家商	貿(上海)	有限公司	380	万人民	元	100 (70)	衣料品販売

- (注) 1. 連結子会社は、上記の子会社の状況に記載の4社であります。
 - 2. 出資比率の()内は、内数で間接所有による出資比率であります。
 - 3. 可似家商貿(上海)有限公司は、平成24年6月28日に設立いたしました。

2. 会社の株式に関する事項(平成24年8月31日現在)

① 発行可能株式総数

71,977,447株

② 発行済株式の総数

22,502,936株

③ 株主数

13,413名

④ 単元株式数

100株

⑤ 大株主 (上位10名)

株	主		名		持	株数	持 株 比 率
セネ	シオ	有 限	会	社	2	手株 2,600	12. 20 %
日本トラステ	ィ・サービス信託	銀行株式会	社(信託	口)	1	1, 185	5. 56
株式会	社 三 菱 東	京 U F	J銀	そ行	1	1,061	4. 98
日本生	三 命 保 🖟	食相.	互 会	社		717	3. 36
日本マスター	-トラスト信託銀	· 行株式会	社(信託	口)		593	2. 78
盤	若	智		基		574	2. 69
野村信託	任銀 行 株 式	会社(投信口	1)		536	2. 51
藤	原	美	和	子		374	1. 75
盤	若	真		美		353	1. 65
株 式	会 社	大	林	組		330	1. 55

- (注) 1. 当社は自己株式 (1,195,793株) を保有していますが、上記大株主からは除いております。
 - 2. 持株比率は自己株式(1,195,793株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況

(平成24年8月31日現在)

	会社	におけ	る地位	Ĺ	B	ĉ	2	名	担当及び重要な兼職の状況
取約	帝役社	上長(代	表取締	5役)	盤	若	智	基	
常	務	取	締	役	名	取		勇	経理部長兼総務部担当
取		締		役	樋	П	敏	昭	可似家商貿(上海)有限公司董事長
取		締		役	髙	橋	俊	輔	経営企画室長
取		締		役	柴	原	保	夫	営業推進室長、ヤマト マーチャン ダイジング㈱代表取締役
取		締		役	船	原	淳	_	人事部長兼システム部担当
取		締		役	奥	中	信	_	営業本部長兼生産管理部担当
常	勤	監	查	役	内	田		勝	
常	勤	監	查	役	島		正	男	
監	査	役(社:	外監査	:役)	池	田	敏	行	野村殖産㈱常務取締役
監	查	役(社:	外監査	(役)	照	山	澄	人	照山公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 監査役 照山澄人氏は公認会計士、税理士の資格を有しており、会計財務 及び税務に関する相当程度の経験、見識を有するものであります。
 - 2. 監査役 照山澄人氏は東京証券取引所・大阪証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 - 3. 島 正男氏は、平成23年11月25日開催の第65回定時株主総会において、新た に監査役に選任され、同日就任いたしました。

② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

	氏	氏 名		退	任	日	退任事由	退任時の地位・担当及び 重要な兼職の状況
内	Щ	公	司	平成23年	E11,F	月25日	任期満了	常務取締役生産管理部長、 ヤマト ファッションサービ ス㈱代表取締役
堀	野		修	平成23年	E11,F	月25日	任期満了	常勤監査役

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額 当事業年度に係る報酬等の総額

取	締 役	監	査 役		計
員数(名)	報酬等の総額 (百万円)	員数(名)	報酬等の総額 (百万円)	員数(名)	報酬等の総額 (百万円)
8	116	5 (うち社外2)	28 (うち社外9)	13 (うち社外2)	144 (うち社外9)

(注) 1. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額 年額4億円以内

(平成19年2月23日開催 第60回定時株主総会決議)

- 株主総会の決議による監査役の報酬限度額 年額5千万円以内 (平成19年2月23日開催 第60回定時株主総会決議)
- 3. 上記取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

④ 社外監査役に関する事項

- イ. 社外監査役の重要な兼職先と当社との関係
 - ・池田敏行氏は、野村殖産株式会社の常務取締役を兼任しております。 なお、野村殖産株式会社は当社の株主であり、当社との間に取引関係はありません。
 - ・照山澄人氏は、照山公認会計士事務所代表であります。なお、照山 公認会計士事務所と当社との間には取引関係等はありません。
- ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏			名	主	な	活	動	状	況
池	田	敏	行	締意まに当の述監監年役	意思決定 べており 査役会に 査につい	の安すい道会 当。て宜会 で記さい道会 で記さい で記さい で記さい で記さい で記さい で記さい で記さい で記さい		を確保す 本制及び を述べて	るための 方針並び おります。
照	Ш	澄	人	取のま社意当取のま社意当取のま社を業締	の意思決 述べ会がない がでないない。 でないない。	定りおかまなりません。 のまいびすそのまいびすそのまいです。 会にものである。 は内 いたのでは、 にないできる。 にないできる。 は内 いたできる。 は内 いたできる。 は内 いたできる。 は内 いたのできる。 は内 いたのできる。 にないできる。 とないでも。 とないでも。 とないでも。 とないでも。 とないでも。 とないでも。 とないでも。 とないでも。 とないでも。 とないでも。 とないでも。 とないでも。 とないでも。 とないでも。 とても。 とても。 ととも。 とても。 とても。 とても。 とても。 とて		生を確保 経理シス ついて適	するため テム、会 宜必要な

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30,000千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭そ	20 000 - 1
の他の財産上の利益の合計額	30,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査 と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分して おらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等 の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法及び公認会計士法等に違反もしくは抵触 すると判断した場合、監査役会規程に基づき、会計監査人の解任または不再 任を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、それを受けて取締 役会が審議いたします。

6. 会社の体制及び方針

I. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下の とおりであります。

- 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制
 - (1) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス・ポリシー(企業行動憲章)を定め、それを全役職員に周知徹底させる。
 - (2) 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施する。
 - (3) 「コンプライアンス基本規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、全役職員に対し、コンプライアンスに関する研修を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
 - (4) 全役職員が、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに 関する重要な事実を発見した場合の社内報告体制として、コンプライ アンス・ホットライン(内部通報制度)を構築し、運用する。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役の意思決定または取締役に対する報告に関しては、文書の作成、 保存及び廃棄に関する「文書取扱規程」に基づき行うものとする。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 経営に重大な影響を及ぼすリスクについては、「リスク管理規程」及びそれに付帯するマニュアル等に従い対応し、必要に応じて研修等を行うものとする。また、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
 - (2) 組織横断的リスク状況の監視は内部監査室が行い、全社的対応は経営 企画室が行うものとする。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の 基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適 宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重 要事項については、事前に経営審議会において議論を行い、その審議

を経て執行決定を行うものとする。

- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織および分掌規程」、「職制規程」及び「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。
- (3) 取締役会により策定された中期経営計画及び年度利益計画に基づき、 各部門の具体的な年度目標及び予算を設定し、それに基づく月次、半 期、年間業績の管理を行うものとする。
- 5. 株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の 適正を確保するための体制
 - (1) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全て に通用する行動指針として、グループ・コンプライアンス・ポリシー を定め、これを基礎として、グループ各社は定められた諸規程により 運営するものとする。

経営管理については、「関係会社管理規程」により、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じて内部 監査室がモニタリングを行うものとする。

取締役は、グループ全社において、法令違反その他コンプライアンス に関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとす る。

(2) 子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、 コンプライアンス上問題があると認めた場合には監査役に報告するも のとする。

監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる ものとする。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査室所属の社員に監査業務に必要な事項を命令することができる。

内部監査室は監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査 を実施し、その結果を監査役会に報告する。

- 7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、全社 的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告す る。

報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役会との協議により決定する。

- (2) 監査役会は、社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
- 8. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、コンプライアンス・ポリシー(企業行動憲章)において、反社 会的勢力に対し断固とした姿勢で臨むことを掲げ、関係排除に取組むも のとする。

また、顧問弁護士や警察等の外部機関と連携し社内体制の整備を行うと同時に、全役職員への啓蒙活動にも取組むものとする。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関連する法令を 遵守し、整備・評価・是正を行うことにより適正な内部統制システムを 構築する。

Ⅱ. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 会社の支配に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホル

ダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の 利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えており ます。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれ のある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考 えます。

2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために以下のような取組みを実施しております。これらの取組みは、上記1.の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

当社は、1937年(昭和12年)にシャツ製造業として盤若商店を創業し、 ワイシャツ専業メーカーとしてスタートいたしましたが、その後、事業 の飛躍的発展を目指すべく、カジュアルウェアの製造小売業に転化し、 現在の地位を確立してまいりました。

また、当社は「社会のすべての人々に喜んでいただける企業でありたい」という経営理念を掲げ、顧客起点のビジネスを展開することにより、ステークホルダーである多くの取引先や顧客からの支持を得ております。

当社の企業価値の源泉は、①自主管理型の店舗運営、販売体制による利益体質の基盤ができていること。②企画から販売に至るまで一元的な管理が行われ、業務の効率化が図れていること。③既存の販売チャネルに加え、新たな販売チャネルも成長していること(e コマース)などがあります。

これらは、時代の変化とともに、当社の従業員が長年にわたり培った ノウハウにより達成できたものであり、また長年の顧客、取引先等、ス テークホルダーとの信頼に基づく強固な関係なくして、当社の企業価値 を維持、向上させていくことはできません。

当社には、現在、基幹ブランドとして「クロコダイル」、「エーグル」 という2本の柱があります。

「クロコダイル」は、1963年発売以来、半世紀にわたって愛されている当社のオリジナルブランドであります。GMS(量販店)を中心に当社のノウハウを活かし、確固たる販売体制のもと、他の追随を許しておりません。

「エーグル」は、フランス発アウトドア・ライフスタイルブランドとして、直営店を中心に販売を行っております。販売店舗につきましては、賃貸借契約を締結しておりますが、これは貸主との長年の信頼関係に基づき継続できているものであります。

また、「エーグル」は、ライセンス契約を締結しており、契約条項の中に「契約に基づく権利義務を他方の当事者の事前の書面による同意なしには、第三者に譲渡することはできない」とあり、他のライセンスブランドについても同様の意味を表わす条項が入っております。

こうした両ブランドの実情を見ましても、他の者が経営権を支配した 場合、現在成功している事業を将来にわたって継続することは困難であ るといえます。

このような事業特性を踏まえ、当社は、中期的な目標として「先10年 戦える"小売型アパレル"への転換」を掲げ、当社の特徴、優位性を活 かして、高い品質と優れたサービスの提供を追求し、収益性とキャッシュ・フローを重視した経営により、企業価値の最大化を目指して努力し てまいります。

3. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務 及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みの概要

当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)を導入しております。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為を行おうとする者(以下「大規模買付者」といいます。)が、大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を定めています。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じて代替案の策定を行い、公表することとします。従いまして、大規模買付行為は、取締役会の評価検討の期間の経過後にのみ開始されるものとします。当社取締役会は、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として対抗措置をとりません。他方、大規模

買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、必要性・相当性の範囲内において会社法その他法律及び当社定款が認める対抗措置を とり、大規模買付行為に対抗することがあります。

本プランの有効期限は、平成24年11月22日に開催予定の当社第66回定時株主総会の終結の時までとなっております。有効期間満了にあたり、本定時株主総会において、継続することを株主の皆様にお諮りすることとしております。具体的内容は、招集ご通知に添付の株主総会参考書類42ページから58ページをご参照ください。

- 4. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいて は株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とする ものではないことについての概要
 - (1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を充足しています。

また経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に 発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」 の内容も踏まえたものとなっております。

- (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること 本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等 に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が 代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。
- (3) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等に際しては、独立している社外 者のみで構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊 重するものとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすること とされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように 本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

- (5) 株主意思を重視するものであること
 - 本プランは、前回継続時に定時株主総会にて株主の皆様のご承認を 賜り継続しており、株主の皆様のご意向が反映されております。また、 有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する 旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されること になり、株主の皆様のご意向が反映されます。
- (6) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社の取締役任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。
- (注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

^^^^

連結貸借対照表 (平成24年8月31日現在)

<u></u>	結資借对照表	(平成24年8月31日現在)) — (単位:千円)_
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13, 951, 035	流動負債	5, 940, 349
現金及び預金	3, 750, 777	支払手形及び買掛金	3, 986, 326
受取手形及び売掛金	2, 077, 912	1年内返済予定長期借入金	700, 030
有 価 証 券	5, 239, 185	リース債務	5, 248
商品及び製品	2, 431, 369	未払法人税等	98, 636
仕 掛 品	62, 561	賞 与 引 当 金	116, 620
原材料及び貯蔵品	23, 004	返品調整引当金	29, 000
繰 延 税 金 資 産	145, 154	ポイント引当金	101, 291
そ の 他	221, 287	そ の 他	903, 195
貸 倒 引 当 金	△218		
固 定 資 産	14, 329, 415	固 定 負 債	1, 439, 854
有形固定資産	(10, 628, 171)	長期借入金	600,000
建物及び構築物	2, 578, 668	リース債務	9, 813
機械装置及び運搬具	33, 092	退職給付引当金	504, 214
土 地	7, 931, 184	そ の 他	325, 827
リース資産	11, 901	負 債 合 計	7, 380, 203
そ の 他	73, 324	(純資産の部)	
無形固定資産	(138, 736)	株 主 資 本	20, 967, 129
投資その他の資産	(3, 562, 506)	資 本 金	4, 917, 652
投資有価証券	1, 859, 977	資 本 剰 余 金	5, 644, 906
差入保証金	1, 320, 451	利 益 剰 余 金	11, 059, 071
繰延税金資産	286, 992	自 己 株 式	△654 , 500
そ の 他	137, 351	その他の包括利益累計額	△66, 883
貸 倒 引 当 金	△42, 266	その他有価証券評価差額金	△68, 856
		繰延ヘッジ損益	△6 , 332
		為替換算調整勘定	8, 305
		純 資 産 合 計	20, 900, 246
資 産 合 計	28, 280, 450	負債純資産合計	28, 280, 450

連結損益計算書 (平成23年9月1日から) 平成24年8月31日まで)

(単位:千円) 科 金 額 売 上 高 23, 478, 193 売 上 原 価 11, 836, 174 売 上 総 利 益 11,642,018 返品調整引当金戻入額 32,000 返品調整引当金繰入額 29,000 差引売上総 利 益 11, 645, 018 販売費及び一般管理費 10, 550, 376 営 業 利 益 1.094.641 業 収 外 益 営 取利息及び配当 50,672 そ 0 舭 47, 334 98,006 用 外 費 支 払 利 息 24,777 そ 他 11,737 36, 515 経 常 利 益 1.156.132 特 別 利 益 投資有 価 証 券 売 却 益 4,291 4,291 特 別 損 失 定 箵 産 除 却 捐 41,758 古 資 有 価 証 券 売 却 1,414 投資有価証券評価 128, 203 損 減 損 22,838 損 失 194, 213 税金等調整前当期純利益 966, 210 法人税、住民税及び事業税 388, 481 法 人 税 等 整 85, 362 473, 843 調 少数株主損益調整前当期純利益 492, 367 当 期 純 利 益 492, 367

連結株主資本等変動計算書 (平成23年9月1日から) 中成24年8月31日まで)

(単位:千円)

		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4, 917, 652	5, 644, 906	10, 929, 012	△652, 510	20, 839, 060
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△362, 308		△362, 308
当 期 純 利 益			492, 367		492, 367
自己株式の取得				△1, 989	△1, 989
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	_	_	130, 058	△1, 989	128, 068
当 期 末 残 高	4, 917, 652	5, 644, 906	11, 059, 071	△654, 500	20, 967, 129

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利 益累計額合計	純資産合計
当 期 首 残 高	△59, 040	△21, 081	△9, 957	△90, 079	20, 748, 981
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当				_	△362, 308
当 期 純 利 益				_	492, 367
自己株式の取得				_	△1,989
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△9, 815	14, 749	18, 262	23, 196	23, 196
連結会計年度中の変動額合計	△9, 815	14, 749	18, 262	23, 196	151, 265
当 期 末 残 高	△68, 856	△6, 332	8, 305	△66, 883	20, 900, 246

貸借対照表 (平成24年8月31日現在)

(単位:千円) 科 目 金 額 科 目 金 額 産 債 (資 の 部) (負 の 部) 動 資 産 13, 353, 178 動 負 債 5, 922, 222 現 金及び預金 3, 370, 675 支 払 丰 形 15, 395 受 取 丰 形 50,855 買 掛 金 3, 985, 839 売 掛 金 2,026,270 1年内返済予定長期借入金 700,030 有 価 証 券 5, 239, 185 ス 債 務 5, 248 品及び製 品 2, 305, 325 未 払 金 430, 279 仕 掛 品 11,895 未払法人税 90,775 繰 延税金資 産 141, 754 払 消 費 税 65,915 そ 0 他 207, 434 未 払 費 用 308, 932 貸 倒 引 当 金 $\triangle 218$ 与 引 当 金 108,774 返品調整引当金 29,000 ポイント引当金 101, 291 そ 0 他 80,739 古 定 資 産 14, 729, 159 古 定 負 債 1, 439, 854 有形固定資産 (10, 515, 228)長 期 俈 入 金 600,000 建 物 2, 488, 296 IJ ス 債 務 9,813 構 築 物 12, 218 退職給付引当 金 504, 214 機 械 装 置 625 長 期 未 払 金 21,756 工 具器具備 品 71,001 預 ŋ 保 証 金 167, 750 務 土 地 7, 931, 184 産除去債 136, 321 ス 資 産 11,901 負 債 合 計 7, 362, 077 無形固定資産 (120, 499)(純資産の部) 投資その他の資産 (4,093,431)株 主 資 本 20, 795, 448 投資有価証券 1,859,977 資 本 余 4, 917, 652 係会社株式 30,000 本 剰 余 金 5, 644, 906 関係会社出資金 511,953 本 進 備 1, 229, 413 入 保 証 金 1, 320, 340 その他資本剰余金 4, 415, 493 延税金資 産 286, 992 利益剰余金 10, 887, 389 そ 0 他 135, 959 その他利益剰余金 10, 887, 389 貸 倒 引 当 金 $\triangle 51,791$ 任意積立金 10, 400, 000 繰越利益剰余金 487, 389 自 己 株 式 $\triangle 654,500$ 評価・換算差額等 △75, 188 その他有価証券評価差額金 $\triangle 68,856$ 繰延ヘッジ損益 $\triangle 6,332$ 20, 720, 259 資 産 産 合 計 28, 082, 337 資 28, 082, 337 負債純資産合計

損益計算書 (平成23年9月1日から) 平成24年8月31日まで)

(単位: 千円) 科 目 金 額 売 上 高 商品及び製品売上 23, 261, 220 高 産 賃 貸 収 216, 963 23, 478, 183 売 上 原 価 商品及び製品売上原価 11, 770, 330 産 賃 貸 原 価 147,013 11, 917, 344 売 上 総 利 益 11, 560, 839 返品調整引当金戻入額 32,000 返品調整引当金繰入額 29,000 引 売 上 11, 563, 839 販売費及び一般管理費 10, 543, 292 営 利 益 1,020,547 業 業 外 収 営 益 受取利息及び配当 86,044 そ 0 舭 43,516 129, 561 営 業 外 費 用 払 利 支 息 24,777 そ 0 他 9,376 34, 154 経 常 利 益 1, 115, 954 益 特 別 利 投資有価 証 券 売 却 益 4,291 4,291 特 別 損 失 占 産 刦 損 40, 354 価 証 券 売 却 1, 414 資 有 価 証 券 評 価 損 128, 203 減 損 損 失 22,838 192,809 税引前当期純利 927, 436 法人税、住民税及び事業税 363,838 税 等 整 法 人 調 額 84, 281 448, 120 当 期 純 利 益 479, 316

株主資本等変動計算書

(平成23年9月1日から) 平成24年8月31日まで)

(単位:千円)

			株	È j	* 本	:	
		資	本 剰 余	金	利	益 剰 余	金
	資 本 金	資本準備金	その他	資本剰余金 計	その他利	益剰余金	利益剰余金合計
		買平毕佣金	資本剰余金	合 計	任意積立金	繰越利益剰余金	合 計
当 期 首 残 高	4, 917, 652	1, 229, 413	4, 415, 493	5, 644, 906	10, 000, 000	770, 382	10, 770, 382
事業年度中の変動額							
別途積立金の積立				_	400,000	△400, 000	_
剰余金の配当				_		△362, 308	△362, 308
当 期 純 利 益				_		479, 316	479, 316
自己株式の取得				_			_
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)				-			-
事業年度中の変動額合計	_	-	-	-	400,000	△282, 992	117, 007
当 期 末 残 高	4, 917, 652	1, 229, 413	4, 415, 493	5, 644, 906	10, 400, 000	487, 389	10, 887, 389

	株主	資 本	評 価	換算差	額 等	
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当 期 首 残 高	△652, 510	20, 680, 430	△59, 040	△21, 081	△80, 122	20, 600, 308
事業年度中の変動額						
別途積立金の積立		_			_	_
剰余金の配当		△362, 308			_	△362, 308
当 期 純 利 益		479, 316			_	479, 316
自己株式の取得	△1,989	△1,989			_	△1,989
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)		_	△9, 815	14, 749	4, 933	4, 933
事業年度中の変動額合計	△1, 989	115, 017	△9, 815	14, 749	4, 933	119, 951
当 期 末 残 高	△654, 500	20, 795, 448	△68, 856	△6, 332	△75, 188	20, 720, 259

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年10月5日

ヤマト インターナショナル株式会社

取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 山 口 弘 志 ⑩

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 長 野 秀 則 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヤマトインターナショナル株式会社の平成23年9月1日から平成24年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマト インターナショナル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年10月5日

ヤマト インターナショナル株式会社

取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 山 口 弘 志 印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士長 野秀 則 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤマトインターナショナル株式会社の平成23年9月1日から平成24年8月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について 監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の 判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重的はより、 係表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、 以スク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案する ために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部 統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその計 類表述びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計 算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成23年9月1日から平成24年8月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示している ものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は 認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内 部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘す べき事項は認められません。
 - 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。 平成24年10月12日

ヤマト インターナショナル株式会社 監査役会

 常勤監査役
 内
 田
 勝
 印

 常勤監査役
 島
 正
 男
 印

 監査役(社外監査役)
 池
 田
 敏
 行
 印

 監査役(社外監査役)
 照
 山
 澄
 人
 印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第66期剰余金の処分の件

当社の株主の皆様に対する配当額の決定につきましては、安定配当を重点政策のひとつとして認識しております。基本的には、収益に対して配当を行うべきものと考え、業界における環境の変化や企業間競争の激化に耐え得る企業体質の強化並びに将来の事業展開に備えるための内部留保などを勘案して決定する方針を採っております。

当期の期末配当金及びその他の剰余金の処分につきましては、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするとともに、昨今の厳しい経済環境並びに当期の業績等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

- 1. 期末配当に関する事項
 - (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
 - (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき

普通配当 9円

総額 191,764,287円

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成24年11月26日
- 2. その他の剰余金の処分に関する事項
 - (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 100,000,000円

(2)減少する剰余金の項目及びその額繰越利益剰余金100,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

- 1. 提案の理由
- (1) 取締役業務の効率化と、執行役員制度の導入、また取締役相互の意思疎通を図るとともに、実態に合わせた適正な員数とするため、現行定款第19条(員数)を10名以内から6名以内に変更するものであります。
- (2) 社外取締役及び社外監査役が、その役割を十分に発揮できるように、また将来にわたり見識、経験ともに豊富な人材を招聘できるよう、現行定款に第29条(社外取締役との責任限定契約)及び第39条(社外監査役との責任限定契約)を新設し、それに伴う所要の変更を行うものであります。

なお、第29条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	(1)旅伝交叉的方で行っている。7。7
現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
(員 数)	(員 数)
第 19 条 当会社の取締役は、10名以内	第 19 条 当会社の取締役は、6名以内
とする。	とする。
第 20 条 ~ 第 28 条 (条文省略)	第 20 条 ~ 第 28 条 (現行どおり)
(新 設)	_(社外取締役との責任限定契約)_
	第 29 条 当会社は、会社法第427条第1
	項の規定により、社外取締役と
	の間に、同法第423条第1項の損
	<u>害賠償責任を限定する契約を締</u>
	結することができる。ただし、
	当該契約に基づく責任の限度額
	は、法令が規定する額とする。

現 行 定 款	変 更 案
第 5 章 監査役および監査役会	第 5 章 監査役および監査役会
第 <u>29</u> 条 ~ 第 <u>37</u> 条 (条文省略)	第 30 条 ~ 第 38 条 (現行どおり)
(新 設)	(社外監査役との責任限定契約)
	第 39 条 当会社は、会社法第427条第1
	項の規定により、社外監査役と
	の間に、同法第423条第1項の損
	害賠償責任を限定する契約を締
	結することができる。ただし、
	当該契約に基づく責任の限度額
	は、法令が規定する額とする。
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
第 <u>38</u> 条 ~ 第 <u>41</u> 条 (条文省略)	第 40条 ~ 第 43条 (現行どおり)

第3号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員(7名)が任期満了となります。つきましては、取締役会において、より機動的に意思決定が行えるよう、取締役2名を減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	はん にゃ とも ま 基盤 若 智 基 (昭和47年1月13日生)	平成7年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成11年4月 伊藤忠商事株式会社退社 平成11年5月 当社入社 平成12年12月 当社営業本部付ゼネラルマネージャー(営業企画担当) 平成13年2月 当社取締役営業本部付ゼネラルマネージャー(営業企画担当) 平成13年12月 当社取締役生産管理部ゼネラルマネージャー 平成14年2月 当社取締役生産管理部ゼネラルマネージャー兼システム部担当 平成14年12月 当社取締役生産管理部長兼システム部担当 平成15年1月 当社常務取締役営業副本部長兼生産管理部担当兼システム部担当 平成15年12月 当社常務取締役第二営業本部長兼生産管理部担当兼システム部担当 平成16年12月 当社取締役社長(代表取締役) 現在に至る	574, 100株

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位	立、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	にば はら **† ** 柴 原 保 夫 (昭和28年12月3日生)	昭和52年4月 平成11年12月 平成12年12月 平成13年12月 平成13年12月 平成14年12月 平成19年12月 平成20年2月 平成21年12月 で成21年12月	当社第七事業部ゼネラルマネージャー(東京担当) 当社営業副本部長兼第五事業部ゼネラルマネージャー 当社第五事業部ゼネラルマネージャー 当社エーグル事業部長 当社営業推進室長 当社営業推進室長兼店頭支援部長 当社取締役営業推進室長兼店頭支援部長 当社取締役営業推進室長現店頭支援部長	12, 900株
3	たか はし しゅん すけ 高 橋 俊 輔 (昭和27年9月8日生)	昭和50年4月 平成14年5月 平成16年7月 平成17年2月 平成17年2月 平成18年3月 平成22年2月 平成24年9月	菱東京UFJ銀行)入行 同行虎ノ門支店長兼法人業務責任 者 出向 当社経営企画室長 同行退行 当社取締役経営企画室長 当社取締役経営企画室長 当社取締役経営企画室長兼システム部担当	18, 900株

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
4	おく なか しん いち 奥 中 信 一 (昭和36年11月21日生)	昭和59年3月 当社入社 平成16年12月 当社エーグル事業部長 平成19年12月 当社クロコダイル事業部長 平成20年2月 当社取締役営業副本部長兼クログイル事業部長 平成21年12月 当社取締役営業本部長兼エータ事業部長 平成23年3月 当社取締役営業本部長 平成23年11月 当社取締役営業本部長 平成23年11月 明在に至る	グル 12,900株
5	* の かつ み み み み み と は	昭和46年4月 株式会社モビリア入社 昭和52年6月 同社退社 昭和58年11月 カルテリア株式会社入社 昭和60年4月 同社退社 昭和60年5月 株式会社エターナル設立 代表 締役 平成12年4月 同社を株式会社フォリフォリッパンに社名変更 平成20年5月 同社代表取締役退任 株式会社エターナルエンター イズ設立 代表取締役 現在に至る 株式会社エターナル設立 代表 締役 現在に至る	デャー 一株

- (注) 1. *は新任の取締役候補者であります。
 - 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 3. 藤野勝己氏は社外取締役候補者であります。
 - 4. 藤野勝己氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくためであります。
 - 5. 藤野勝己氏の社外取締役選任が承認された場合、当社は藤野勝己氏との間で会社法第 427条第1項に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締 結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額と いたします。

ただし、第2号議案 定款一部変更の件が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 池田敏行氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役 1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出に関しては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
* た ぐち よし き 田 口 芳 樹	昭和56年4月 野村建設工業株式会社(現野村殖産株式会社)入社 平成2年4月 野村建設工業株式会社(新会社)へ転籍	-株
(昭和34年1月19日生)	平成18年6月 同社東京営業部長 平成24年7月 野村殖産株式会社へ転籍 総務部長 現在に至る	

- (注) 1. *は新任の監査役候補者であります。
 - 2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 3. 田口芳樹氏は社外監査役候補者であります。
 - 4. 田口芳樹氏を社外監査役候補者とした理由は、不動産に関する専門的知識を有し、当 社監査役の職務を適切に遂行することを期待するものであります。
 - 5. 田口芳樹氏の社外監査役選任が承認された場合、当社は田口芳樹氏との間で会社法第 427条第1項に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締 結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額と いたします。

ただし、第2号議案 定款一部変更の件が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

平成23年11月25日開催の第65回定時株主総会において選任いただきました 補欠監査役 築地原和夫氏の選任の効力は、本総会開始の時をもって失効いた します。つきましては、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に 備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出に関しては、監査役会の同意を得ております。 補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及	び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
がた ぎり まさ が 片 桐 正 雄 (昭和25年1月29日生)	昭和49年4月 平成7年3月 平成11年3月 平成13年3月 平成14年3月 平成17年6月	日本生命保険相互会社入社 同社融資業務部財務業務グループ担 当課長 同社東日本財務部次長 同社北海道総合法人部次長 同社財務検査室長 丸三証券株式会社 社外監査役(常 勤) 同社社外監査役(常勤)退任	一株
		現在に至る	

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 片桐正雄氏は、補欠の社外監査役の候補者であります。
 - 3. 片桐正雄氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、金融、財務に関する専門的な知識と豊富な経験を持ち、当社監査役の職務を適切に遂行できるものと判断し、候補者といたしました。
 - 4. 片桐正雄氏が監査役に就任された場合は、当社は片桐正雄氏との間で会社法第427条第 1項に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予 定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、法令が規定する額といたしま す。

ただし、第2号議案 定款一部変更の件が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年2月23日開催の第60回定時株主総会において、「年額4億円以内」としてご承認いただいておりますが、経済情勢の変化、業績に対する責任の明確化及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の上限員数が4名減員になること等の事情を考慮して、取締役報酬額を「年額3億円以内」と改めさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額は、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は 含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は7名でありますが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと取締役は5名(うち社外取締役1名)となります。

第7号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)の継続の件当社は、当初平成19年3月23日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」を導入し、直近では平成22年2月24日開催の当社第63回定時株主総会の決議により継続しておりますが(以下、継続後のプランを「現プラン」といいます。)、現プランの有効期限は、平成24年11月22日開催予定の当社第66回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)終結の時までとなっております。

当社では、現プラン導入後も、社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する司法判断及び様々な議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主 共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も 含め、その在り方について引き続き検討を進めてまいりました。

その結果、平成24年10月12日開催されました当社取締役会において、会社 法施行規則第118条第3号に定める「株式会社が当該株式会社の財務及び事業 の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下「会社の支配 に関する基本方針」といいます。)に照らして不適切な者によって、当社の 財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、本定 時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、継続(以下、新たに継続 するプランを「本プラン」といいます。)することを決定いたしました。本 プランへの継続にあたり、一部語句の修正・整理等を行っておりますが、基 本的なスキームについて何ら変更はございません。

つきましては本プランへの継続につき株主の皆様のご承認をお願いするも のであります。

- I. 承認の対象となる本プランの内容
- 1. 本プランの目的

企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保・向上を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これら当社の事業特性に関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適切に判断することはできません。突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する提案内容が適正か否か、を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、当社株式をそのまま継続保有することを考える株主の皆様に

とっても、大規模買付者が当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画 の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同 様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有して いるのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会では、大規模買付行為に際しては、大規模 買付者から事前に株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為 に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締 役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会 としての意見を、必要に応じて独立した外部専門家(ファイナンシャル・ア ドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助 言を受けながら慎重に検討したうえで公表いたします。さらに、必要と認め れば、大規模買付提案の条件の改善交渉や株主の皆様に対する代替案の提示 も行います。かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は当社取締役会 の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と当社取締役会から代替案が提 示された場合にはその代替案を検討することが可能となり、最終的な判断を 行うために必要な情報と機会を与えられることとなります。

以上のことから、当社取締役会は大規模買付行為が一定の合理的なルールにしたがって行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資すると考え、以下の内容の大規模買付行為がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、継続することといたしました。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ (注1) の議決権割合 (注2) を20%以上とすることを目的とする当社株券等 (注3) の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為 (いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)とします。

注1:特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。) の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)または、
- (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付等(同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2:議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合〔金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も加算するものとします。〕または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3:株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

3. 独立委員会の設置

当社取締役会は、本プランに基づく大規模買付者に対する対抗措置の発動の是非について最終決定を行いますが、本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、決定の合理性・公正性を担保するため、独立委員会を設置しております(独立委員会規程の概要につきましては、別紙1をご参照ください。)。当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで当社取締役会に対し対抗措置発動の是非の勧告を行うものとし、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。独立委員

会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、 当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外監査役ならびに社外有 識者(注4)の中から選任します。本プラン継続後の独立委員会の委員は、照 山澄人氏、田口芳樹氏、黒田京子氏が就任予定です。各委員の略歴は別紙2 をご参照ください。

注4: 社外有識者とは、

経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会 社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が 当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による 一定の評価・検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というも のです。その概要は以下のとおりです。

- (1) 大規模買付者による当社に対する意向表明書の事前提出 大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表 取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約を含む以下の内容等を日本 語で記載した意向表明書をご提出いただきます。
 - ① 大規模買付者の名称、住所
 - ② 設立準拠法
 - ③ 代表者の氏名
 - ④ 国内連絡先
 - ⑤ 提案する大規模買付行為の概要等
 - ⑥ 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の成約 当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受理した場合は、速や かにその旨及び必要に応じその内容について公表いたします。
- (2) 大規模買付者による当社に対する必要情報の提供

当社取締役会は、上記(1)①~⑥まで全てが記載された意向表明書受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)のリストを大規模買付者に対して交付し、大規模買付者には、当該リストに従い、本必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

本必要情報の一般的な項目は次のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ① 買付者等及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び組合員(ファンドの場合)その他の構成員を含みます。)の詳細(名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容等を含みます。)
- ② 買付等の目的、方法及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の 時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行 の可能性等を含みます。)
- ③ 買付等の価格の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に 用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想 されるシナジーの内容を含みます。)
- ④ 買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。) の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑤ 大規模買付行為の完了後に想定している当社及び当社グループの役員 候補(当社及び当社グループの事業についての経験等に関する情報を 含みます。)、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策及び配当政 策、資産活用策等
- ⑥ 大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループの顧客、取引 先、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に 関しての変更の有無及びその内容

当社取締役会では、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者の回答期限を設定することがあります。ただし、 大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

また、上記に基づき提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための本必要情報が揃ったと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送し、公表することとします。また、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨

の合理的な説明がある場合は、当社取締役会が求める本必要情報がすべて 揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を打ち切り、後記 (3)の当社取締役会による検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された本必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様の判断のために必要であると認められた場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表いたします。

(3) 当社取締役会による本必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した後、対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉することや、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や代替案を提示することにより株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案または当社が提示する当該買付提案に対する意見や代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①~⑨のいずれかの類型に該当し、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共

同の利益を著しく損なうと判断される場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款上検討可能な対抗措置を講じることがあります。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり 上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合(いわゆるグリーンメーラーである場合)
- ② 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③ 会社経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ 会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④ 会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、 有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一 時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の 機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行ってい る場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段 階買収(最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二 段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買 付け等による株式の買付を行うことをいいます。)等の、株主の判断 の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要す るおそれがあると判断された場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社の株式の買付条件(買付対価の種類及び 金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有 無、実現可能性等を含むがこれに限りません。)が当社の企業価値ひ いては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適切であると 判断される場合
- ⑦ 大規模買付者による支配権獲得により、当社株主はもとより、当社の 持続的な企業価値増大の実現のため必要不可欠な、顧客、取引先、従 業員、地域社会その他の利害関係者との関係を破壊するなど、当社の 企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

- ⑧ 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて著しく劣後すると判断される場合
- ⑨ 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合
- (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、 具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会に対 し対抗措置発動の是非について諮問し、独立委員会の勧告を最大限尊重し たうえで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的とし て、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律 及び当社定款上検討可能な対抗措置を講じることにより、大規模買付行為 に対抗する場合があります。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを 判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘 案し、少なくとも本必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規 模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

(3) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)または(2)において、当社取締役会において具体的対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見または勧告を十分に尊重したうえで、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。対抗措置として、例えば新株予約権を無償割当する場合において、権利の割当を受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、効力発生日の前日までの間は、独立委員会の勧告を受けたうえで、新株予約権の無償割当を中止することとし、また、新株予約権の無償割当を中止することとし、また、新株予約権の無償割当後においても、行使期間開始日の前日までの間は、独立委員会の勧告を受けたうえで、当該新株予約権を無償取得(当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。)することにより、対抗措置の発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示いたします。

6. 本プランの適用開始、有効期限、継続及び廃止

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認をもって発効することとし、有効期限は平成27年11月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、本プランは、本定時株主総会により継続が承認され発効した後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認可決を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会が本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容につきまして速やかに開示します。

なお、本プランに関する法令、当社が上場する金融商品取引所の規則等の 新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である 場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株 主の皆様に不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得 たうえで、本プランを修正または変更する場合があります。

Ⅱ. 補足説明

本プランの内容は、上記に記載のとおりですが、(1) 本プランが株主の皆様に与える影響等、ならびに(2) 本プランの合理性についてはそれぞれ以下のとおりです。

- (1)本プランが株主の皆様に与える影響等
 - ① 大量買付ルールが株主の皆様に与える影響

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の

利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5. に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルール を遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異 なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付 者の動向にご注意ください。

② 対抗措置発動時に株主の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記5. に記載した具体的な対抗措置を講じることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等にしたがって、当該決定について適時・適切に開示いたします。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当が行われる場合は、割当期日における株主の皆様は、その保有する株式数に応じて新株予約権を無償で割当てられることとなります。その後当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、 大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が 当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される 場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利 または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プ ランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがな いようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

- (2) 本プランの合理性について(本プランが会社の支配に関する基本方針に 沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役 員の地位の維持を目的とするものではないことについて)
 - ① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を充足しています。

また経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に 発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」 の内容も踏まえたものとなっております。

- ② 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること 本プランは、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、 当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あ るいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確 保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とする ことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上 させるという目的をもって継続したものです。
- ③ 合理的な客観的発動要件の設定 本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足され なければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣 意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。
- ④ 独立性の高い社外者の判断の重視 本プランにおける対抗措置の発動等に際しては、独立している社外 者のみで構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊 重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に 資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されています。
- ⑤ 株主意思を反映するものであること 本プランは、本定時株主総会において本プランに関する株主の皆様 の意思を問う予定であることから、本定時株主総会における株主の皆 様のご承認をもって発効することとしており、その継続について株主

- の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本プラン 継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃 止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止され ることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。
- ⑥ デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社の取締役任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

以上

独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、 当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外監査役または社外有識 者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・ 独立委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその 決定の内容を、その理由及び根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。 なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値 ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、必要に応じて独立した第三者である外部専門家(ファイナン シャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門 家)等に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・ 独立委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。 以 上

独立委員会の委員略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

照山 澄人(てるやま すみと)

(略歴) 昭和24年2月 生まれ

昭和47年4月 安田信託銀行㈱(現 みずほ信託銀行㈱)入社

昭和49年3月 同社退社

昭和54年10月 監査法人中央会計事務所(現 京都監査法人)入所

昭和59年11月 同法人退職

昭和59年12月 照山公認会計士事務所設立

平成19年2月 当社監査役就任(現任)

田口 芳樹(たぐち よしき)

(略歴) 昭和34年1月 生まれ

昭和56年4月 野村建設工業㈱ (現 野村殖産㈱) 入社

平成2年4月 野村建設工業㈱(新会社)へ転籍

平成18年6月 同社東京営業部長

平成24年7月 野村殖産㈱へ転籍 総務部長 (現任)

※田口芳樹氏は、会社法第2条第16号に定める当社社外監査役の候補者であり、 本定時株主総会で選任議案が承認可決された場合には、当社の社外監査役と して就任する予定です。

黒田 京子(くろだ きょうこ)

(略歴) 昭和12年12月 生まれ

昭和37年4月 神戸地方・家庭裁判所判事補任官

昭和52年6月 弁護士登録(第一東京弁護士会)

昭和58年5月 大阪弁護士会登録

昭和59年1月 大阪家庭裁判所参与員(現任)

平成13年7月 池田市職員懲戒審査委員会委員(現任)

上記、各委員候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

なお、社外監査役照山澄人氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立 役員として届出しております。

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及びその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。) 1 株につき 1 個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個 当たりの目的となる株式の数は1個とする。ただし、当社が株式分割または 株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 株主に割り当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普 通株式の発行済株式総数 (ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。) を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割 当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

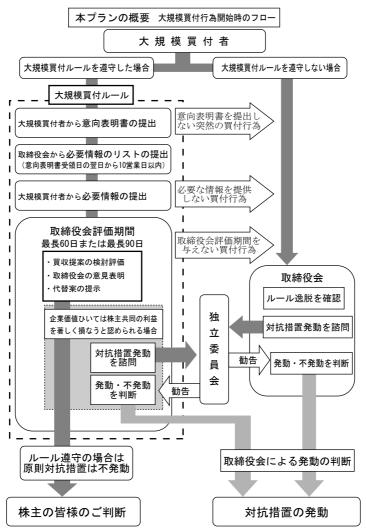
6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者(ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。)でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以上



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化 したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではございません。詳細につきま しては、本文をご覧ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

1 インターネットによる議決権行使に際して、ご了承いただく事項

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承の上、 行使していただきますよう、お願い申し上げます。

- 1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト(下記URLをご参照ください)をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、インターネットにより、議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となります。
- 2) 今回ご案内する議決権行使コード及びパスワードは、本総会に関してのみ 有効です。次の総会の際には、新たに議決権行使コード及びパスワードを 発行いたします。
- 3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- 4) インターネットで複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な 行使としてお取扱いいたします。
- 5) インターネットに関する費用(プロバイダー接続料金・通信料金等)は、 株主様のご負担となります。

2 インターネットによる議決権行使の具体的方法

- 1) http://www.it-soukai.com/またはhttps://daiko.mizuho-tb.co.jp/にアクセスしてください。
 - 行使期間中の午前3時~午前5時は上記のURLにアクセスすることができません。
- 2) 議決権行使コード及びパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押して ください。
 - 議決権行使コード及びパスワードは、招集ご通知同封の議決権行使書用紙 右下に記載しております。
- 3) 画面の案内に従い、議決権を行使してください。

3 ご利用環境

◎パソコン Windows[®]機種

(PDA、ゲーム機には対応しておりません。)

◎ブラウザ Microsoft[®] Internet Explorer5.5以上

◎インターネット環境 プロバイダーとの契約などインターネットが利用できる環境

◎画面解像度 1024×768以上をご推奨いたします。

※Microsoft、Windowsは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標または商標です。

4 セキュリティーについて

行使された情報が改ざん・盗聴されないよう暗号化(SSL128bit)技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

また議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主 様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意くだ さい。当社より株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

5 お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使に関するパソコンの操作方法等に関する専 用お問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 **インターネットヘルプダイヤル** 電話 0120-768-524 (フリーダイヤル)

(受付時間9:00~21:00 土、日、休日を除く)

以上

አ	t

......

አ	t

......

株主総会会場ご案内図

【会場】

大阪市中央区本町橋2番8号 大阪商工会議所 7階 国際会議ホール 電話 06-6944-6268

【交通のご案内】

- *地下鉄堺筋線・中央線 堺筋本町駅①②番出口より徒歩約10分 *地下鉄谷町線・中央線 谷町四丁目駅④番出口より徒歩約10分
- 至天六 至 東梅田 大 日 大阪商工会議所 阪神高速 本町 マイドーム 出口 文 | 堺筋線 谷町 おおさか 東郵 便局 ー 中央 サンリッ 消防署 産業 | 大阪 国際ビル 至 御堂筋 至 馬場町 本町橋 本町诵 森ノ宮 堺筋本町駅 卣 酐 大阪. 四丁 銀行協会 ビル● É シティプラザ大阪 至 長田 船場センタービル 船場センタービル ■中央線 ■牛駒 大阪産業創造館 至 動物園前 天下茶屋 至 阿倍野 八尾南

○当社は、些少ながらお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきますのでご了承くださいますようお願い申し上げます。